

## 「第4回 鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる 検討の場」

意見聴取等の進め方

平成25年6月7日

国土交通省 東北地方整備局

# 意見聴取の実施について(案)

## 1. 意見聴取の実施について(案)

### (1)意見募集対象

鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場における検討を踏まえ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下、検討要領細目という。)に示されている検討結果の報告書(素案)(以下、「報告書(素案)」という。)により、関係者の意見を聴く予定。

### (2)意見を聴く者と意見聴取方法

#### ①学識経験を有する者

河川法第16条の2に準じて、河川に関し学識経験を有する者から意見を聴く予定。

#### ②関係住民

河川法第16条の2に準じて、「住民の意見を聴く場」を開催し、意見を聴く予定。

※「住民の意見を聴く場」を補足する手段として、電子メール等を活用した意見募集を並行して実施予定。

#### ③関係地方公共団体の長

河川法第16条の2に準じて、鳥海ダム建設事業に関係する秋田県知事※<sup>1</sup>の意見を聴く予定※<sup>2</sup>。

#### ④関係利水者

鳥海ダム建設事業に関係する利水参画予定者及び関係河川使用者の意見を聴く予定。

・利水参画予定者: 由利本荘市長

・関係河川使用者: 東北電力株式会社

※<sup>1</sup> 「関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。」(河川法施行令第10条の4)

※<sup>2</sup> 関係地方公共団体の長への意見聴取は、①及び②の状況について追加した上で意見を聴く予定。